

## 土木学会東北支部 災害緊急対応マニュアル

### 、目的

このマニュアルは、『土木学会東北支部 災害緊急対応規則(平成17年4月21日実施)』の附則1に基づいて定めるものとし、東北地域において重大災害の発生があった場合、緊急的にその被災状況把握のための現地調査団(以下 緊急災害調査団 という)を組織派遣し、今後の災害対策樹立に資する基礎的資料の収集活動を行う事を目的とする。

### 、重大災害の定義(規則第1条関係)

規則第一条でいう「重大災害」とは、次に定める各号の一に該当するものをいう。

- (1) 社会基盤施設の構造に大なる被害を及ぼした自然災害
- (2) 多数の死傷者が発生した自然災害
- (3) 被害の程度は甚大ではないが、学術的見地から緊急的に調査をする必要が認められる自然災害
- (4) 被害の内容が、前各号の一に相当すると認められる社会基盤施設に関する災害や事故

### 、「災害緊急対応委員会」の組織について(規則第2条関係)

支部規則第2条の規程による「土木学会東北支部災害緊急対応委員会(以下、委員会という)」の構成は次の通りとする。

- (1) 委員長 1名(支部長兼務)
- (2) 副委員長 2名(うち1名は幹事長)
- (3) 委員
  - ・ 副委員長の1名は支部幹事長とする。他の1名は委員の互選により選出する。
  - ・ 委員には、支部常任幹事を含む
  - ・ 委員の任期は2年であるが、支部長、支部幹事長、常任幹事については支部役員の任期間とする。
  - ・ 事務局は、支部事務局とする

### 、委員会の職務(規則第3条関係)

#### (1) 調査員候補者リストの作成

委員会は土木学会東北支部会員の中から、災害区分毎に、高度な専門知識を有する者を選定し、事前に本人の了解を得たうえで緊急災害調査員候補者リスト(以下 調査員候補者リスト という)を作成し、委員会委員と災害緊急調査員候補者に事前配布する。

調査員候補者リストは、原則として2年ごとに見直すこととする。

### 、重大災害発生時の委員会の職務(規則第4条及び5条)

#### (1) 緊急災害調査団派遣の決定

委員会は、重大災害発生後、直ちに緊急災害調査団(以下「調査団」という)を派遣すべきか否かを決定する。派遣の是非は、その緊急性に鑑み、委員会委員のいずれかが決定出来るものとする。但し、調査団派遣の事前もしくは事後に可及的速やかに委員長に報告し、承認を得ることとする。

#### (2) 調査団団長への就任要請

調査団派遣を決定した委員会は、発生した災害の発生地域、災害規模、学術的見地上的重要性等を勘案のうえ、原則として調査員候補者リストの中から団長を選任し、団長への就任を要請するものとする。

#### (3) 関係各機関への協力要請

調査対象となる災害地関係機関に対して、緊急災害調査団の受け入れ及び調査に対する協力を要請する。

#### (4) 調査団との対応

調査団からの報告を受けて調査期間の延長等、調査に関する事項についての決定及び指示をする。

(5) 委員会は重大災害発生時には、被災状況や調査団派遣の有無、調査状況等について、本部の対策本部と連絡・調整を図ることとする。(本部長:専務理事、副本部長:事務局長 tel. 03 - 3355 - 3442)

## ・緊急災害調査団の構成及び結成(規則第5条関係)

- (1) 団長は、発生した災害の発生地域、災害規模、学術的見地上的重要性等を勘案のうえ、委員会と協議した上で、原則として調査員候補者リストの中から緊急調査団員を選任し、緊急調査団への参加を要請する。
- (2) ただし、調査の緊急性、調査対象地域の特性の周知等を勘案して調査候補者リスト以外の支部会員等を指名することも出来る。
- (3) また、団長は基礎的資料収集のために必要に応じて若干名の調査補助員を選任して緊急調査団への参加を要請することが出来る。

## ・緊急災害調査団の職務

緊急災害調査団は、次の各号の職務を遂行しなければならない。

- (1) 団長の指示に基づき速やかに被災現地に赴き、目的達成のための調査活動に精励しなければならない。
- (2) 団員は、自己の責任において、所属先に必要な出張手続きを取ったうえで緊急災害調査団に参加するものとする。
- (3) 団員は、個々の責任に置いて危険回避の責務を負うものとする。
- (4) 団員は、事前に配布された腕章、ヘルメットを常に携行しなければならない。
- (5) 団員は、災害現地での調査活動に際して、土木学会としての中立性の堅持に最大限の努力を払うものとする。
- (6) 団長は、緊急調査結果を報道機関に公式発表する際には、あくまでも基礎的資料の収集を主たる目的としていることに配慮し、委員長に事前に報告すると共に、技術的な最新の情報を科学的根拠に基づいて客観的に提供する。
- (7) 団長は、調査箇所を所管する機関から対策等についての相談を受けた場合は、調査結果から得た技術的判断に基づき適切なる助言を行う。この場合その内容を委員長に事後報告しなければならない。
- (8) 団長は、現地調査終了後、緊急調査結果を出来るだけ速やかにとりまとめて、委員会に提出しなければならない。
- (9) 緊急調査団の派遣期間は原則として5日以内とする。  
ただし、災害規模や学術的資料収集上、調査日数の延期が必要と団長が判断した場合は、その旨を委員長に具申して承認を得た場合に限り、派遣期間の延長をすることが出来る。

## ・派遣の費用等

調査団の派遣に係わる費用は、原則として災害緊急調査基金から、次の各号により支弁するものとする。

- (1) 調査費の支出範囲は、原則として、旅費、宿泊費、会議費、通信費、現地調査に必要な諸費用、報告書作成費用等とする。  
ただし、文部科学省科学研究費補助金など他からの費用で派遣される場合にはこの限りではない。
- (2) 上記の調査団に係わる費用は、団長及び団員からの支払い請求を受けて、土木学会東北支部が支払うものとし、災害緊急対応委員会が管理するものとする。
- (3) 土木学会東北支部は、団長及び団員の派遣にあたっては、『土木学会役員・委員等国内出張旅費内規(H17.11.15改正)』に準じて保険費用を負担するものとする。

## 附則

1. このマニュアルの決定及び改正は、災害緊急対応委員会の議決による。
2. このマニュアルは平成18年1月17日から実施する。